

『日本海ガス光リモートサポートサービス』
利 用 約 款



2019年7月1日

日本海ガス株式会社

目 次

第1条	約款の適用	1
第2条	約款の変更	1
第3条	サービスの提供	1
第4条	適用条件	1
第5条	サービス利用料金	2
第6条	個人情報の第三者への開示等	2

第1条（約款の適用）

日本海ガス株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する電気通信サービス「日本海ガス光リモートサポートサービス」（以下、「本サービス」といいます。）を利用する場合の条件は、この日本海ガスリモートサポートサービス利用約款（以下、「本約款」といいます。）によるものとします。

2. 本約款に定めのない事項は当社が別に定める「日本海ガス光利用約款」によるものとし、本約款および「日本海ガス光利用約款」に定めのない事項は、西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」といいます。）が定める『リモートサポートサービス利用規約』（以下、「リモートサポートサービス規約」といいます。）の規定が適用されるものとします。
3. 本約款と『リモートサポートサービス規約』の定めが相違または矛盾する場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとします。
4. 「日本海ガス光利用約款」の定めと『リモートサポートサービス規約』の定めが相違または矛盾する場合は、「日本海ガス光利用約款」の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合、本サービス利用の諸条件は、変更後の約款によるものとします。

2. 当社は、本約款を変更する場合は、当社の判断により次のいずれかの方法により本約款を変更する旨、変更後の約款の内容およびその効力発生時期等を周知します。
 - (1) 当社ホームページへの掲載
 - (2) その他当社が適当と判断する方法

第3条（サービスの提供）

日本海ガス光リモートサポートサービスは、当社がNTT西日本から電気通信役務の提供を受け、光電気通信網を使用して当社が行う電気通信サービスをいいます。

2. 当社は『リモートサポートサービス規約』に定めるサービスを「日本海ガス光リモートサポートサービス」として提供します。

この場合、『リモートサポートサービス規約』の「当社」は「日本海ガス株式会社」、「リモートサポートサービス」は「日本海ガス光リモートサポートサービス」と読み替えるものとします。

第4条（適用条件）

当社は、お客さまが次の各号の条件をすべて満たし、お客さまが本約款の適用を希望される場合に適用するものとします。

- (1) 「日本海ガス光利用約款」に基づき日本海ガス光の利用を申し込みし、当社がその申し込みを承諾していること
- (2) 本サービスの利用にあたり、『リモートサポートサービス規約』附則に定めるサービス利用料金の割引に関するすべての規定が適用されないことをあらかじめ承諾すること（『リモートサポートサービス規約』が変更されることにより新たに設定または変更される割引に関する規定も含まれます。）

第5条（サービス利用料金）

当社は、『リモートサポートサービス規約』に規定する料金に代えて、次のとおり本サービスの利用料金を定めるものとします。なお、各種書類等の発行に関する手数料等は、「日本海ガス光利用約款」の規定によるものとします。

(1)基本料金

月額利用料（税抜）は下表のとおりです。

契約プラン	利用料
日本海ガス光リモートサポートサービス	月額 500 円
オンラインパソコン教室	1カリキュラム 1,800 円

(2)その他の料金、工事に関する費用

上記（1）以外の料金および工事に関する費用については、『リモートサポートサービス規約』によるものとします。

第6条（個人情報の第三者への開示等）

本サービスの申込者または利用者は、当社が別途定めるプライバシーポリシーに加え、次の各号に掲げる場合における個人情報の取り扱いについてあらかじめ同意するものとします。

- (1)当社が、申込者または利用者に関する氏名、住所等、当社がサービスを提供するために必要な情報をN T T西日本および当社の業務を委託している者へ提供すること
- (2)当社が、本サービスを利用者に提供するために不可欠なN T T西日本の契約事業者から請求があった場合における、その事業者への利用者の氏名、住所等の情報の開示をすること
- (3)判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示をすること

付 則

1. 実施の期日

本約款は2019年7月1日より実施します。